

子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会

日付：平成29年3月24日（金）

時間：19:00～21:30

会場：横浜市技能文化会館大研修室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - 1-1 保育相談員訪問結果について
 - 1-2 実地検査の実施状況等について…………… 別添
 - 2 給食運営等について…………… 資料Ⅰ
 - 3 連携施設の設定について…………… 資料Ⅰ
 - 4 連携施設への進級について…………… 資料Ⅰ
 - 5 請求事務について…………… 資料Ⅰ
 - 6 公定価格について…………… 資料Ⅱ
 - 7 向上支援費について…………… 資料Ⅱ
 - 8 処遇改善等加算について…………… 資料Ⅲ
 - 9 補足給付事業について…………… 資料Ⅰ
 - 10 利用者負担について…………… 資料Ⅰ
 - 11 延長保育事業について…………… 資料Ⅰ
 - 12 土曜日共同保育について…………… 別添
 - ・ 休日保育について…………… 資料Ⅰ
 - ・ 一時保育について…………… 資料Ⅰ

3 閉会

配付資料

- ・ 施設・事業を運営する際の留意事項について…………… 別冊資料
- ・ 保育園医の手引き…………… 別冊資料
- ・ 3、4月に提出していただく書類及び提出先について…………… 別添
- ・ 一時保育について…………… 資料Ⅰ
- ・ 休日保育について…………… 資料Ⅰ
- ・ 避難確保計画作成等に関する説明会の開催について…………… 別添
- ・ 横浜市長選挙にかかる啓発ポスター掲出のお願い…………… 別添

■お問い合わせ先

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1-1	保育相談員訪問結果について	保育・教育運営課運 営指導係	045-671-3564
1-2	実地検査の実施状況等について		
2	給食運営等について	保育・教育人材課	045-671-2397
3	連携施設の設定について	こども施設整備課	045-671-4154
4	連携施設への進級について	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
5	請求事務について ※請求明細作成ソフトに関するお問い合わせは「請求明細作成ソフトヘルプデスクについて」をご確認ください。	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
6	公定価格について*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
7	向上支援費について*		
8	処遇改善等加算について*		
9	補足給付事業について*		
10	利用者負担について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
11	延長保育について*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
12	土曜日共同保育について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
	施設・事業を運営する際の留意事項について	保育・教育人材課 保育・教育運営課 運営指導係	045-671-2397 045-671-3564
	*の制度に関するお問合せ	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564

■本日の説明会資料のアップロード先

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市ウェブページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

■その他、参考になるウェブページ

- ・新制度全般(内閣府ウェブページ)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

《給付担当からのお知らせ》

■横浜市請求明細作成ソフト ヘルプデスクについて

横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストールや操作方法に関するお問い合わせに対応するための「請求明細作成ソフトヘルプデスク」を4月1日～10月31日の間、開設します。

横浜市の請求明細作成ソフトの操作に関してご不明な点は、下記電話番号へお問い合わせください。

<請求明細作成ソフトヘルプデスク>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

0570-000663

(開設期間) 平成29年4月1日～平成29年10月31日

(受付時間) 9:00～17:00 ※土日・祝日を除く

※給付事務に関するお問い合わせ先については資料1の「請求事務の概要等について」をご覧ください。

■ 出納整理期間(4～5月)における留意事項について

ア 4月の請求事務フロー(3月分請求)について

4月はエラーフローがありません。

早期・通常のみですので、3月分のデータ送信忘れ等にご注意ください。

イ 平成28年度分過誤申立・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理については、次のとおり取り扱う予定です。

なお、4月末にて年度切替を予定しておりますので、平成28年度分の再請求の明細データ送信は4月通常フローまでに完了させていただきます。

	事務処理
～4月5日	過誤申立・再請求の手続きについては通常どおり行われます。
4月6日 ～5月14日	過誤申立書の処理を停止します。 この時点での未相殺額がある場合、納付書による返金手続きを依頼させていただきます。
5月15日～	過誤申立書の処理を再開します。

ウ 平成28年人事院勧告に伴う対応について

人事院勧告に基づく対応については、4月通常フローの請求事務が終わり次第、5月末までに一括して精算する予定です。

■ 過誤請求の請求時期について

過誤請求について、平成28年度までは早期・通常・エラーの3フローで請求が可能でしたが、平成29年度はエラーフローのみでの処理とさせていただきます。相殺処理の見直しにより、審査処理時間が増大することに伴う対応となります。よろしくお願いたします。

平成 29 年 3 月、4 月に提出していただく書類及び提出先について

締切日	書類名称	依頼課	提出先
3/31(金)	障害児保育教育対象児童等認定申請書 (第 9 号様式) ※新規開所または変更がある場合	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
	アレルギー児童報告書(生活管理指導表) ※新規開所または変更がある場合		
	延長保育事業実施届 ※新規開設園・変更のある園で、未提出の場合		
	振込口座、審査結果通知等の送付先確認 ※新規開設園(未提出園)、変更があった園のみ	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当
	処遇改善等加算等関係書類 【新規施設・事業所】		
4/7(金)	重要事項説明書(29年度版)	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/7(金)	処遇改善等加算等関係書類 【既存施設・事業所】	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当

【新設園・既存園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し(全員分)を添付してください。

5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

土曜日共同保育の実施概要について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

内閣府から待機児童解消までの緊急的な取組の一つとして、土曜日共同保育が実施可能であることが公表され、平成 28 年 8 月には公定価格の留意事項において、「土曜日の共同保育を実施する場合は、減算にはあたらない」と通知されています。この土曜日共同保育の本市の取扱いについて、次のとおりとさせていただきます。

1 土曜日共同保育実施概要

(1) 用語

ア 土曜日共同保育

他の市内給付対象施設・事業所(※)に在籍している児童を、土曜日に受け入れて行う共同保育
※横浜市内の民間認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業

イ 実施園

共同保育を実施する施設・事業所

ウ 依頼園

共同保育を実施園に依頼し、土曜日に閉所する施設・事業所

(2) 主な実施条件 ※詳しくはホームページの要綱・FAQをご覧ください。

ア 保護者同意を得ていること(実施園・依頼園の全ての児童の保護者に対する説明及び書面同意)

イ 施設間による実施体制等が整っていること(職員配置、保育内容、給食、安全対策・緊急対応、費用負担等)

ウ 実施園の運営基準・配置基準を遵守すること

エ 職員の配置にあたっては、実施園の保育士を常時 1 名以上配置すること。また、依頼園の児童の保育の安定等に配慮するため、原則として依頼園の保育士を 1 名以上かつ 4 時間以上、実施園に配置すること

※上記「エ」の保育士は、下記のとおり読み替えます。

- ・幼保連携型認定こども園においては保育教諭
- ・小規模保育事業 B 型においては保育士又は保育従事者
- ・小規模事業 C 型及び家庭的保育事業においては家庭的保育者又は家庭的保育補助者

オ 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施園及び依頼園が負担し、保護者に転嫁しないこと

カ 実施園の開所時間は、11 時間以上とすること

(3) 土曜日共同保育を実施する場合の流れ

- ア 施設・事業所間で、実施に向けた打合せ、合意
- イ 保護者への説明、同意、利用児童の確認
- ウ 区子ども家庭支援課へ年間計画書を提出
- エ 施設・事業所間で、実施に向けた最終的な確認を行ったうえで、土曜日共同保育を実施

(4) 実施する際の届出について

実施園は、開始する月の前月 10 日までに実施園の所在する区の子ども家庭支援課へ年間計画書（第 1 号様式）の提出をお願いします。

※実施園と依頼園の所在区が異なる場合は、計画書の写しを依頼園の所在する区の子ども家庭支援課へ送付してください。

※次年度以降も実施する場合は、毎年届出が必要となります。

(5) 公定価格、延長保育事業費の取扱い

- ア 常態的に土曜日に開所する場合の加減調整（公定価格）

土曜日共同保育の実施により、依頼園の児童の土曜日の保育が 11 時間以上確保されている場合は、依頼園は土曜日減算の対象外となります。なお、実施園及び依頼園は、計画書の写しを給付費等の届出書に添付し、子ども青少年局保育・教育運営課給付担当へ提出をお願いします。

- イ 延長保育事業費（向上支援費）

延長保育実施加算（土曜）：実施園のみ加算対象となります。（依頼園は対象外です。）

(6) その他

平成 29 年度は土曜日共同保育の実施初年度となることから、今後の参考とするために、子ども青少年局からヒアリング及びアンケート等を依頼する予定です。あらかじめ御了承ください。

2 要綱・様式・FAQについて

共同保育実施要綱及びFAQについては、子ども青少年局ホームページ内の該当ページ（下記アドレス）をご確認ください。届出様式もこちらよりダウンロードするようにお願いします。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/youkou.html>

3 添付資料

各区提出先一覧

制度に関するお問合せ

保育・教育運営課運営指導係

電話 671-2427

土曜日共同保育年間計画書の提出先

各区子ども家庭支援課（実施園所在区）

電話 別添一覧参照

各区こども家庭支援課 連絡先一覧

区名	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816	510-1887
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157	321-8820
西	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8472	322-9875
中	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172	224-8159
南	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149	341-1145
港南	〒233-0003 港南区港南4-2-10 (平成29年3月21日(火)移転)	847-8498	842-0813
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397	333-6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173	951-4683
磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435	750-2540
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7795	788-7794
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280	540-2426
緑	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331	930-2435
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428	978-2422
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463	948-2309
泉	〒245-0016 泉区和泉町4636-2	800-2413	800-2513
栄	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463	894-8406
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467	866-8473
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782	367-2943

※郵送で提出される場合は、事前に提出先の区へご連絡をお願いします。

■ 平成28年度の実地検査の実施状況について

1 平成28年度地域型保育事業実地検査の概要

(1) 実地検査の実施施設数及び実地検査結果

対象	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
小規模保育事業所	124施設	12施設	92施設
家庭的保育事業所	36施設		
事業所内保育事業所	4施設		

2 指摘事例

主に平成28年度の実地検査での指摘事例を紹介しています。

(1) 運営に関する指摘事例

ア 事故防止対策

- 安全点検のチェック項目が作成されていなかった。または、日々の安全点検表に不備がある。
⇒子どもの目線や年齢や活動を考慮したチェック項目を作成し、毎日点検し記録すること。
- 緊急対応マニュアルが作成されていなかった。または、内容に不足が見られた。
⇒不審者対応、園外での事故対応等について、実際に即したマニュアルを作成し、職員全員に周知すること。

認可基準条例第5条、確認基準条例第32条、保育指針第5章2(2)

イ 職員の適正配置

- 配置基準※を満たしていない時間帯が日常的にあった。
- 保育に従事する者が1人である時間帯が存在する日があった。(家庭的)
⇒保育従事者は、最低基準を満たすよう適正な配置を行うこと。また、児童の登降園時など児童の数が少ない時間帯においても常時2人以上で保育するよう努めること。

認可基準条例第23条、第30条、第32条、第35条、第48条

※配置基準・・・すべての時間帯において、配置基準を遵守する必要があります。

- ・小規模保育事業A型、事業所内保育事業A型（全員保育士）
- ・小規模保育事業B型、事業所内保育事業B型（2/3以上が保育士）
⇒0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人の合計数に、1人を加えた人数
例①) 0歳児3人、1・2歳児9人の場合
…(A型)保育士4人 (B型)保育士3人保育従事者1人
例②) 0歳児6人、1・2歳児13人の場合
…(A型)保育士5人 (B型)保育士4人保育従事者1人
- ・小規模保育事業C型、家庭的保育事業
⇒家庭的保育者1人につき児童3人以下、家庭的保育補助者を配置する場合は児童5人以下
例③) 児童5人の場合…家庭的保育者1人家庭的保育補助者1人
例④) 児童8人の場合…家庭的保育者3人若しくは家庭的保育者2人家庭的保育補助者1人

ウ 保育の提供に関する責任者の設置

- 管理者設置加算を受けている保育責任者がローテーションに入っていた。
- 管理者設置加算を受けた保育責任者を加えないと配置基準を満たさない日があった。
⇒保育の提供に関する責任者（施設長）を1人選任すること。
責任者は保育士資格を有している常勤者であり、他の職務と兼務しない者であること。

認可基準条例第30条第4項、募集要項

エ 職員の定着率

- 1年間で半数以上の職員が退職する等、定着率が低い。
⇒担当保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。また、職員の定着率を高めること。

保育指針第3章2(2)(3)

オ 職員の健康診断

- 職員の健康診断が未実施、または記録が不足していた。
⇒職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務付けられているため、年に1回は職員全員が健康診断を受け、診断結果のコピーを保管すること。

認可基準条例第17条、保育指針第5章1(3)、労働安全衛生法

カ 運営規程の概要等の掲示等

- 運営規程の概要等利用申込者の選択に資する重要事項が掲示されていない。
⇒施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 重要事項説明の同意を取っていない
⇒利用申込者に対し、重要事項説明書の内容（実費徴収含む）について説明し、同意を得ること。
- 利用申込者と利用契約を締結していない。契約内容を確認できる書類が備えられていない。
⇒利用申込者とは利用開始前に利用契約を締結すること。
- 支給認定保護者に対して、給付費の額が通知されていない。
⇒特定教育・保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、個別又は掲示等により当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知すること。

確認基準条例第23条、第38条、第43条

キ 運営委員会の設置

- 運営委員会が設置されていない。運営委員会の開催記録が無い。
⇒社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること。また、委員名簿及び運営委員会実施記録を作成すること。

認可確認要綱第12条(3)

ク 登園許可証明書等用紙

- 登園許可証明書等の用紙を用意していなかった。
⇒感染症予防のため、感染症にかかった児童が登園する際には、登園許可証明書等の用紙を受け取るようにすること。

認可基準条例第 14 条、保育指針第 5 章 1 (3)

ケ 現任研修への参加（家庭的保育事業、小規模保育事業C型のみ）

- 家庭的保育者が現任研修に 3 回以上出席していなかった。
⇒家庭的保育者の質の維持・向上のために現任研修には必ず 3 回以上参加すること。そのために代替保育士（家庭的保育者）や家庭的保育補助者を育成し信頼関係構築に努めること。

保育指針第 7 章 3 (1)、家庭的保育事業ガイドライン

コ 嘱託医（嘱託歯科医）との委託契約

- 嘱託医（嘱託歯科医）と委託契約を結んでいない、または委託契約書が整備されていない。
⇒嘱託医及び嘱託歯科医とは委託契約を結び、委託契約書を作成すること。

認可基準条例第 23 条、第 30 条、第 32 条、第 35 条、第 48 条

サ 非常災害に対する措置

- 非常口に室外機等の障害物が置かれており、避難に支障がある
- 消火器の設置場所について、職員への周知が不徹底であった。
⇒消防法に基づき、避難経路を確保すること。また、消火器の設置場所等については、消火訓練時等に職員への周知を十分に行うこと。

認可基準条例第 7 条、消防法

シ 雇用契約

- 雇用する職員の労働者名簿・賃金台帳が無い。
⇒職員の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

認可基準条例第 19 条、確認基準条例第 49 条、

(2) 保育に関する指摘事例

ア 保育の計画

- 指導計画（年間、月間）に自己評価の記録がなかった。
⇒保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り保育の質の向上を目指すことを心がけること。また、自ら計画、実施した保育について自己評価した保育士の自己評価を基に、組織的・継続的に保育所の自己評価を行い保育の質の向上を図ること。

認可基準条例第 5 条、確認基準条例第 45 条、保育指針第 4 章 2 (1)

イ デイリープログラム

- デイリープログラムに保育者の配慮及び準備などの記載がない。
⇒デイリープログラムに保育者の配慮及び準備などを記載し、職員間で共通認識を持ち保育の標準化を図り、子どもが安定した一日を過ごせるようにすること。

保育指針第 3 章 1 (1)

ウ 保育に必要な用具

- 自由に手に取れるおもちゃなどが少ない。
⇒子どもはおもちゃなどに自ら関わり、満足するまで触って遊ぶことで外界に対する好奇心や関心を持つようになるので、子どもが興味を持ち関わってみたいと思うようなおもちゃなどを子どもが自ら手に取れるように設定すること。

認可基準条例第 29 条、第 34 条、保育指針第 3 章 1 (2)

エ 睡眠時の呼吸確認

- 睡眠時の呼吸確認が事務や作業の傍ら行われている。
⇒乳幼児突然死症候群などの予防の観点から、睡眠時全ての時間帯（午前寝、午睡など）において細心の注意を払い、年齢に即した適切な時間間隔で、一人ひとりの呼吸確認を行うとともに記録すること。

認可基準条例第 25 条、保育指針第 3 章 2 (2)、市通知（安全対策）

オ 安全確保

- ピアノ等の家具の転倒防止策がとられていない。
⇒施設内の危険な場所、設備等に対する適切な安全管理を行うこと。

認可基準条例第 5 条 2 項

(3) 給食・栄養に関する指摘事例

ア 適切な給食の提供

- 土曜日の給食について、施設内で調理したものではなく、既製品を提供していたことが確認された。
- 育児用のミルクを施設で準備していなかった。
⇒土曜日の給食についても、平日と同様に施設内で調理したものを提供すること。
育児用のミルクについても、施設で準備したものを提供すること。
- 児童が使用するフォーク、スプーンや哺乳瓶等を持参させていた。
⇒食器については、各施設で洗浄・消毒したものを用意し、適切な給食を提供すること。

認可基準条例第 15 条、家庭的保育事業等における給食運営

イ 適切な栄養管理

- 予定献立表がない、または献立表は作成されているが、児童 1 人分の分量、総使用量の記録がなかった。
- 発注書（買い物メモ等）又は納品書（レシート）を保管していなかった。
- 納品書に食材の量の記載がなかった。
- 午前午後のおやつ献立表と記録がなかった。
- 給食に関する会議の記録がなかった。
⇒「家庭的保育事業等における給食運営」に基づき、適切な栄養管理を行うこと。

認可基準条例第 15 条、家庭的保育事業等における給食運営

ウ 適切な安全・衛生管理

- 作業前後の水道水の確認、冷蔵庫・冷凍庫の温度計測、中心温度の計測、調理服及び履物の着用、原材料の保存（50g ずつ、-20℃以下で2週間以上）が確認できなかった。
- 検食の記録がなかった。
- 手洗い用の石鹸、消毒液、爪ブラシを使用していなかった。
- 年2回の害虫駆除を実施していなかった（実施している場合でも記録がなかった）。
⇒「家庭的保育事業等における給食運営」に基づき、適切な安全・衛生管理を行うこと。

認可基準条例第15条、家庭的保育事業等における給食運営

エ 職員の健康管理

- 調理員及び保育士等従事者の検便検査未実施が確認された。
⇒児童の処遇に直接関わる職員は、毎月1回以上の検便検査（O-157 検査含む）を実施すること。

認可基準条例第17条

・指導根拠となる法令等（主なもの）の略称（及び正式名称）一覧

略 称	正 式 名 称
認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例 (平成26年9月25日 横浜市条例第47号)
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成26年9月25日 横浜市条例第48号)
保育指針	保育所保育指針 (平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号)
市通知（安全対策）	保育施設における児童の安全対策等の徹底について (平成26年6月26日 こ保運第1052号)

※認可基準条例（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例）及び確認基準条例（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例）の詳細は、市ホームページよりご覧いただけます。

- ・認可基準条例全文⇒ http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00001828.html
- ・確認基準条例全文⇒ http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00001829.html

平成 29 年度 地域型保育事業実地検査実施方針

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

平成 29 年度も引き続き、児童の安全と適正な施設の運営を担保するため、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令及び横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準 に関する条例や要綱等に基づき、次の重点事項を中心に実地検査を実施します。併せて、今年度の実地検査での指摘事項の改善状況を確認し、継続的な指導を行います。

(実地検査の重点事項)

1 適正な施設運営の確保

- (1) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、必要な職員数を適切に配置しているか。また、事件や事故防止に関してマニュアル等が整備されているか。事故発生時の原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。
- (2) 地震、火災及び風水害等の非常災害時の対応マニュアルを整備し、職員会議等で職員に周知され、共通理解が図られているか。また、職員が緊急時に具体的な対応ができるよう訓練が行われているか。
- (3) 職員の離職率が高くなっていないか。また、多くの職員が替わる場合に、保護者への事前説明を行い、意見を聴く機会を設けるなど、保護者との信頼関係を構築するための対応は適切に行われているか。
- (4) 新制度に基づいた運営規程の作成、重要事項の説明（施設内の掲示含む）、利用契約の締結などを行っているか。

2 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- (1) 乳幼児突然死症候群（SIDS）等の事故防止について、全ての睡眠時間帯で年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行っているか。
- (2) 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。担当職員が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意しつつ、教育・保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。
- (3) 指導計画等が適切に作成され、計画に基づいた教育・保育の提供が実施されているか。
- (4) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整え、保健的環境を維持しているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- (5) 園外活動時の事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- (6) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- (7) 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、全ての職員にその対応策が徹底されているか。

平成 29 年度

**地域型保育事業
実地検査の着眼点**

横 浜 市
こども青少年局保育・教育運営課

目 次

I 施設・事業の運営	
1 運営規程等 4
2 施設・設備の管理 4
3 非常災害対策 4
4 衛生管理 4
5 事故防止及び安全対策 5
6 利用料等 5
II 職員の状況	
1 職員配置 5
2 職員の処遇 5
III 業務の質の評価・苦情解決等の取組	
1 業務の質の評価 6
2 苦情への対応 6
IV 利用乳幼児の処遇・秘密保持	
 6
V 保育の内容(保育所保育指針関係)	
 6
VI 給食・食事	
 7

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例		平成 26 年 9 月 25 日	平成 28 年 6 月 1 日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例		平成 26 年 9 月 25 日	
市認可・確認要綱	横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱		平成 27 年 3 月 26 日	
安全対策の徹底について	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保運第 1052 号	平成 26 年 6 月 26 日	

● 関係法令等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
消防法	消防法	法律第 186 号	昭和 23 年 7 月 24 日	平成 27 年 9 月 11 日
労基法	労働基準法	法律第 49 号	昭和 22 年 4 月 7 日	平成 27 年 5 月 29 日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	法律第 57 号	昭和 47 年 6 月 8 日	平成 27 年 5 月 7 日
学校保健安全法	学校保健安全法	法律第 56 号	昭和 33 年 4 月 10 日	平成 27 年 6 月 24 日

● 通知等

省 略 標 記	正 式 名 称		公 布 年 月 日	最 近 改 正
保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第 141 号	平成 20 年 3 月 28 日	
感染症対策ガイドライン	「保育所における感染症対策ガイドライン」について	雇児保発 0817 第 2 号	平成 21 年 8 月 17 日	平成 24 年 11 月 30 日
アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発 0317 第 1 号	平成 23 年 3 月 17 日	
事故防止・発生時対応ガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	雇児保発 0331 第 3 号	平成 28 年 3 月 31 日	
—	家庭的保育事業等における給食運営	—	—	—

項目	着 眼 点	根拠法令等
I 施設・事業の運営		
1 運営規程等		
(1)運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	認可基準条例第18条 確認基準条例第46条
(2)重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に掲示しているか。	確認基準条例第23条、38条
(3)運営委員会の設置	社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置しているか。(社会福祉法人及び学校法人以外が設置する小規模保育事業及び事業所内保育事業のみ)	市認可・確認要綱第12条
2 施設・設備の管理		
(1)一般原則	事業所に必要な設備が設けられているか。 施設の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分考慮しているか。	認可基準条例第5条 市認可・確認要綱
(2)設備の基準	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所、手洗用設備、屋外遊戯室が整備され、基準に定められた構造、設備 になっているか。	認可基準条例第22条、29条、34条、44条 市認可・確認要綱
	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場は、基準の面積以上となっているか。	
3 非常災害対策		
(1)消防設備	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。	認可基準条例第7条
(2)非常災害対応	地震や火災、風水害などの非常災害時の対応マニュアルや具体的な計画を策定し、職員に周知され、共通理解が図られているか。	認可基準条例第7条 消防法第8条
(3)避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	認可基準条例第7条
4 衛生管理		
(1)感染症及び食中毒への衛生管理	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備など、必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修で職員に周知され、共通理解が図られているか。	認可基準条例第14条 感染症対策ガイドライン
	感染症発生時に嘱託医や関係機関へ速やかに連絡し、その指示に従っているか。	
(2)飲用水等の衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第14条

項目	着 眼 点	根拠法令等
5 事故防止及び安全対策		
(1)事故防止のための措置	事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されているか。 保育中の事故防止のため、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りが図られているか。	認可基準条例第5条 確認基準条例第32条 保育指針第5章2(2) 事故防止・発生時対応ガイドライン
(2)不審者対応訓練	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。	認可基準条例第7条 保育指針第5章2(2) 事故防止・発生時対応ガイドライン
(3)事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	確認基準条例第32条 保育指針第5章2(2) 事故防止・発生時対応ガイドライン
(4)食物アレルギー対応	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。	保育指針第5章3(4) アレルギー対応ガイドライン
6 利用料等		
(1)利用料	特定地域型保育に係る利用者負担額以外の、特定地域型保育事業者が提供するサービスに係る利用料は、適正な金額か。あらかじめ、保護者に用途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	確認基準条例第43条
(2)給付費等の額に係る通知	特定教育・保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知しているか。	確認基準条例第14条
II 職員の状況		
1 職員配置		
(1)職員配置	保育士、保育従事者、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置し、市基準の職員数がすべての時間帯において確保されているか。 適切な特定教育・保育を提供できるよう職員の勤務体制を整えているか。	認可基準条例第23条、30条、32条、35条、48条 確認基準条例第21条 市認可・確認要綱
2 職員の処遇		
(1)職員等給与	職員の給与は、勤務実態に即して支給されているか。	労基法
(2)就業規則、給与規程	正規の手続きを経た就業規則、給与規程を作成しているか。(常時10人以上の職員を使用する事業所は必須)	認可基準条例第19条 労基法第89条
(3)職員関係帳簿の整備	職員の資格証明書、履歴書、雇用契約書又は労働条件通知書、労働者名簿を整備しているか。	認可基準条例第19条 労基法第107条
	給与(賃金)台帳を整備しているか。	認可基準条例第19条 労基法第108条
(4)職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	認可基準条例第9条 確認基準条例第47条
(5)職員の健康診断	職員の健康診断が適正に行われているか。	認可基準条例第17条 労働安全衛生法第66条

項目	着 眼 点	根拠法令等
III 業務の質の評価・苦情解決等の取組		
1 業務の質の評価		
(1)自己評価	保育士等は保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。	認可基準条例第5条 確認基準条例第45条 保育指針第4章2
2 苦情への対応		
(1)苦情への対応	<p>苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。</p> <p>保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。</p>	認可基準条例第21条 確認基準条例第30条
IV 利用乳幼児の処遇・秘密保持		
(1)利用乳幼児を平等に取扱う原則	国籍、信条、社会的身分等により差別的取扱いをしていないか。	認可基準条例第11条 確認基準条例第24条
(2)虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為):暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	認可基準条例第12条 確認基準条例第25条
(3)懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用していないか。	認可基準条例第13条 確認基準条例第26条
(4)秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第20条 確認基準条例第27条
V 保育の内容(保育所保育指針関係)		
(1)全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、多くの職員が替わる場合に、職員と児童、保護者との信頼関係の構築が図られているか。	確認基準条例第21条 保育指針第3章2(2)、第4章1(2)、第6章2	
(2)乳幼児突然死症候群(SIDS)について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が採られているか。	安全対策の徹底について 第5章2(2)	

項目	着 眼 点	根拠法令等
	(3)子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。	認可基準条例第5条 確認基準条例第3条 保育指針第1章4
	(4)保育課程、指導計画等が作成され、適切に実施されているか。	保育指針第4章1(1)、(2)
	(5)障害のある子どもの保育について指導計画の中に位置付けているか。	保育指針第4章1(3)
	(6)保育の記録が明らかにされる帳簿が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。	認可基準条例第19条 確認基準条例第12条、第49条
	(7)保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	認可基準条例第26条 確認基準条例第17条 保育指針第6章2
	(8)年2回の定期健康診断を、学校保健安全法に準じて行っているか。	認可基準条例第17条 学校保健安全法 保育指針第5章1(2)
VI 給食・食事		
	(1)施設内で調理しているか。又は、調理業務を外部委託や連携施設からの搬入をしている場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。 <u>(連携及び搬入元が同一法人の場合を含む。)</u>	認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
	(2)利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるか。	認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
	(3)食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。 また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
	(4)家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	認可基準条例第15条 家庭的保育事業等における給食運営
	(5)家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意が払われているか。	認可基準条例第17条

保育施設長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育園医の手引きの改訂について

平素から横浜市の保育行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

「保育園医の手引き」は、保育所における感染症対策や与薬、アレルギー対応など、児童の健康管理を推進するため、市立保育所をはじめ、市内多くの保育施設において活用されています。

一方で、改訂から 6 年が経過しているため、この間の関係法令の改正等や、保育所運営の実態に即した内容を反映する必要性が生じていました。

そこでこのたび、横浜市医師会保育園医部会のご協力のもと、改めて内容の見直しを行い、改訂することとしました。

1 「保育園医の手引き」の取り扱い

市立保育所においては、本書に基づいて感染症対策等、健康管理を行うこととしています。

民間保育所や横浜保育室、認可外保育施設、地域型保育事業などの保育施設様におかれましても、施設運営の参考としていただきますよう、お願いいたします。

2 改訂の考え方

- (1) 子ども・子育て支援新制度や学校保健安全法施行規則の一部改正等の制度改正を反映しました。
- (2) 厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン（2012 年版）」の内容を反映させるとともに、感染症や予防接種等の情報を更新しました。
- (3) 保育所等におけるアレルギー対応について、食物アレルギーについては平成 26 年 3 月発行「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に詳述していますので、割愛しました。

3 改訂版の使用開始時期

平成 29 年 4 月 1 日からとします。

※ それまでの間は、現行の「保育園医の手引き」による取り扱いを継続します。

担当 保育・教育運営課 大岩、井口
電話 671-2396

避難確保計画作成等に関する説明会の開催について

昨年、岩手県の高齢者施設において、台風の豪雨により大きな被害が発生したことを受け、本市では市内の要援護者施設※に対して避難勧告等に関するアンケートを実施しました。

その結果、地震や火災に対する計画はあるものの、水害や土砂災害に対する避難計画の策定率が低い状況が確認されました。（水害：49%、土砂災害：21%）

そこで、水害や土砂災害に対しても適切な避難行動がとられるよう、今後、下記のとおり計画作成等に関する説明会を開催する予定です。

説明会の開催については、後日、区役所又はこども青少年局から通知を送付致しますので、ご確認ください。

※要援護者施設…高齢者施設、障害児・者施設、病院、保育園、幼稚園、小中学校 など

1 実施日時（予定）

(1) 実施日

平成 29 年 5 月 29 日（月）、31 日（水）

(2) 実施時間

午前の部：10 時から 12 時まで、午後の部：14 時から 16 時まで（計 4 回：いずれも同内容）

(3) 開場時間

午前の部：9 時 30 時、午後の部：13 時 30 分

2 開催場所

横浜関内ホール 大ホール（横浜市中区住吉町 4 丁目 42-1）

3 主催

横浜市総務局危機管理室（緊急対策課・危機対処計画課）

4 対象

市内の要援護者施設

（浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設については、特に参加をお願いします。）

5 内容（※内容は今後変更となる可能性があります。）

(1) 災害リスク（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）について

(2) 各種気象情報について

(3) 避難勧告等の避難情報について

(4) 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成について

(5) 避難訓練の実施について

など

横選管第 1603 号
平成 29 年 3 月

家庭的保育事業 設置者 様

横浜市選挙管理委員会事務局
選挙課長 橋本 幹雄

平成 29 年横浜市長選挙にかかる啓発ポスター掲出のお願い

早春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、各種選挙にかかる啓発事業につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当委員会ではこれまでも、市民に投票日等を周知するために、啓発ポスターの掲出を関係機関にお願いしてまいりました。

今年の夏は、8 月 29 日に任期を迎える横浜市長選挙が予定されております。つきましては、子育て世代の皆さまを含め、多くの有権者に投票していただくため、貴施設での啓発ポスターの掲出について、御協力をお願いいたします。

なお、掲出するポスターにつきましては、7 月中旬に送付させていただく予定です。

担当 横浜市選挙管理委員会事務局
選挙課啓発係 雨宮・桜井
Tel 6 7 1 - 3 3 3 5
Fax 6 8 1 - 6 4 7 9

